

平成 2 5 年 松 本 市 議 会 9 月 定 例 会  
議 案 説 明

1 議案

議案番号	件 名	概 要								
第 1 号	松本市子ども・子育て会議 条例	<p>1 子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て会議を設置するもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 名称 松本市子ども・子育て会議</p> <p>(2) 所掌事項 子ども・子育て支援事業計画の策定、変更に関する審議等</p> <p>(3) 委員数 16人以内</p> <p>3 施 行 公布の日</p>								
第 2 号	松本市長等の給与の臨時特 例に関する条例	<p>1 市長等の給与を減額する特例措置を講ずるため、必要な事項を定めるもの</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 減額期間 25.10.1～26.3.31</p> <p>(2) 減額内容</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">減 ず る 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">市 長</td> <td>給料月額<math>\frac{100}{10}</math>分の10に相当する額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副市長</td> <td>給料月額<math>\frac{100}{10}</math>分の9に相当する額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育長</td> <td>給料月額<math>\frac{100}{10}</math>分の8に相当する額</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施 行 25.10.1</p>	区 分	減 ず る 額	市 長	給料月額 $\frac{100}{10}$ 分の10に相当する額	副市長	給料月額 $\frac{100}{10}$ 分の9に相当する額	教育長	給料月額 $\frac{100}{10}$ 分の8に相当する額
区 分	減 ず る 額									
市 長	給料月額 $\frac{100}{10}$ 分の10に相当する額									
副市長	給料月額 $\frac{100}{10}$ 分の9に相当する額									
教育長	給料月額 $\frac{100}{10}$ 分の8に相当する額									
第 3 号	松本市職員の給与の臨時特 例に関する条例	<p>1 職員の給与を減額する特例措置を講ずるため、必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 減額期間 25.10.1～26.3.31</p> <p>(2) 減額内容</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">減 ず る 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">3級以下</td> <td>給料月額<math>\frac{100}{10}</math>分の2に相当する額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4級及び5級</td> <td>給料月額<math>\frac{100}{10}</math>分の4.7に相当する額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6級以上</td> <td>給料月額<math>\frac{100}{10}</math>分の6.4に相当する額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 平均減額率 3.82%</p> <p>3 施 行 25.10.1</p>	職務の級	減 ず る 額	3級以下	給料月額 $\frac{100}{10}$ 分の2に相当する額	4級及び5級	給料月額 $\frac{100}{10}$ 分の4.7に相当する額	6級以上	給料月額 $\frac{100}{10}$ 分の6.4に相当する額
職務の級	減 ず る 額									
3級以下	給料月額 $\frac{100}{10}$ 分の2に相当する額									
4級及び5級	給料月額 $\frac{100}{10}$ 分の4.7に相当する額									
6級以上	給料月額 $\frac{100}{10}$ 分の6.4に相当する額									

<p>第 4 号</p>	<p>松本市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 市税の延滞金の特例措置に準じ、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 延滞金の割合の特例規定の見直し</p> <table border="1" data-bbox="735 327 1474 734"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>納期限の翌日から1月を経過した日以後</td> <td>特例措置なし (14.6%)</td> <td>特例基準割合(租税特別措置法の規定により告示された割合+1%)+7.3%</td> </tr> <tr> <td>納期限の翌日から1月を経過する日まで</td> <td>特例基準割合(日本銀行法の規定により定められる商業手形の基準割引率+4%)</td> <td>特例基準割合(上に同じ。)+1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施 行 26.1.1</p>	区 分	改正前	改正後	納期限の翌日から1月を経過した日以後	特例措置なし (14.6%)	特例基準割合(租税特別措置法の規定により告示された割合+1%)+7.3%	納期限の翌日から1月を経過する日まで	特例基準割合(日本銀行法の規定により定められる商業手形の基準割引率+4%)	特例基準割合(上に同じ。)+1%
区 分	改正前	改正後									
納期限の翌日から1月を経過した日以後	特例措置なし (14.6%)	特例基準割合(租税特別措置法の規定により告示された割合+1%)+7.3%									
納期限の翌日から1月を経過する日まで	特例基準割合(日本銀行法の規定により定められる商業手形の基準割引率+4%)	特例基準割合(上に同じ。)+1%									
<p>第 5 号</p>	<p>松本市地区福祉ひろば条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 地区福祉ひろばの整備に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 四賀・安曇・奈川・梓川・波田の各地区に整備した福祉ひろばに係る規定の追加</p> <p>3 施 行 公布の日</p>									
<p>第 6 号</p>	<p>松本市社会就労センター条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 指定管理者制度の導入に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 (1) 導入する施設 奈川社会就労センター及び奈川社会就労センター寄合渡分場 (2) 管理方法の変更 直営 → 指定管理者制度 (3) 利用料金制の導入</p> <p>3 施 行 26.4.1</p>									
<p>第 7 号</p>	<p>松本市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 市税の延滞金の特例措置に準じ、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 延滞金の割合の特例規定の見直し</p> <table border="1" data-bbox="735 1637 1474 2045"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>納期限の翌日から1月を経過した日以後</td> <td>特例措置なし (14.6%)</td> <td>特例基準割合(租税特別措置法の規定により告示された割合+1%)+7.3%</td> </tr> <tr> <td>納期限の翌日から1月を経過する日まで</td> <td>特例基準割合(日本銀行法の規定により定められる商業手形の基準割引率+4%)</td> <td>特例基準割合(上に同じ。)+1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施 行 26.1.1</p>	区 分	改正前	改正後	納期限の翌日から1月を経過した日以後	特例措置なし (14.6%)	特例基準割合(租税特別措置法の規定により告示された割合+1%)+7.3%	納期限の翌日から1月を経過する日まで	特例基準割合(日本銀行法の規定により定められる商業手形の基準割引率+4%)	特例基準割合(上に同じ。)+1%
区 分	改正前	改正後									
納期限の翌日から1月を経過した日以後	特例措置なし (14.6%)	特例基準割合(租税特別措置法の規定により告示された割合+1%)+7.3%									
納期限の翌日から1月を経過する日まで	特例基準割合(日本銀行法の規定により定められる商業手形の基準割引率+4%)	特例基準割合(上に同じ。)+1%									

第 8 号	松本市市道等の占用料徴収に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 市税の延滞金の特例措置に準じ、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 占用料の督促及び延滞金の規定の見直し</p> <p>(2) 延滞金の割合の特例規定の整備</p> <table border="1" data-bbox="735 376 1449 627"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>延滞金の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>納期限の翌日から1月を経過した日以後</td> <td>特例基準割合（租税特別措置法の規定により告示された割合+1%）+7.25%</td> </tr> <tr> <td>納期限の翌日から1月を経過する日まで</td> <td>特例基準割合（上に同じ。）+1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施 行 26.1.1等</p>	区 分	延滞金の割合	納期限の翌日から1月を経過した日以後	特例基準割合（租税特別措置法の規定により告示された割合+1%）+7.25%	納期限の翌日から1月を経過する日まで	特例基準割合（上に同じ。）+1%						
区 分	延滞金の割合													
納期限の翌日から1月を経過した日以後	特例基準割合（租税特別措置法の規定により告示された割合+1%）+7.25%													
納期限の翌日から1月を経過する日まで	特例基準割合（上に同じ。）+1%													
第 9 号	松本市準用河川の占用料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 占用料等の督促及び延滞金の規定の見直しに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容</p> <p>松本市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例の規定を準用</p> <p>→ 督促手数料、延滞金の割合等に係る規定を整備</p> <p>3 施 行 公布の日</p>												
第 10 号	松本市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 市税の延滞金の特例措置に準じ、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容</p> <p>延滞金の割合及び還付又は充当加算金の割合の特例規定の見直し</p> <table border="1" data-bbox="735 1411 1474 1982"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>納期限の翌日から1月を経過した日以後</td> <td>特例措置なし（14.5%）</td> <td>特例基準割合（租税特別措置法の規定により告示された割合+1%）+7.25%</td> </tr> <tr> <td>納期限の翌日から1月を経過する日まで</td> <td>特例基準割合（日本銀行法の規定により定められる商業手形の基準割引率+4%）</td> <td>特例基準割合（上に同じ。）+1%</td> </tr> <tr> <td>還付又は充当加算金の割合</td> <td>特例基準割合（上に同じ。）</td> <td>特例基準割合（上に同じ。）</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施 行 26.1.1</p>	区 分	改正前	改正後	納期限の翌日から1月を経過した日以後	特例措置なし（14.5%）	特例基準割合（租税特別措置法の規定により告示された割合+1%）+7.25%	納期限の翌日から1月を経過する日まで	特例基準割合（日本銀行法の規定により定められる商業手形の基準割引率+4%）	特例基準割合（上に同じ。）+1%	還付又は充当加算金の割合	特例基準割合（上に同じ。）	特例基準割合（上に同じ。）
区 分	改正前	改正後												
納期限の翌日から1月を経過した日以後	特例措置なし（14.5%）	特例基準割合（租税特別措置法の規定により告示された割合+1%）+7.25%												
納期限の翌日から1月を経過する日まで	特例基準割合（日本銀行法の規定により定められる商業手形の基準割引率+4%）	特例基準割合（上に同じ。）+1%												
還付又は充当加算金の割合	特例基準割合（上に同じ。）	特例基準割合（上に同じ。）												

第11号	松本市体育施設の設置管理等に関する条例の一部を改正する条例	1 体育施設の廃止等に伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 美鈴湖庭球場、かりがね運動場運動広場及びかりがね運動場自転車競技場の廃止 3 施 行 25.11.1
第12号	松本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	1 国家公務員の退職手当制度の改正に準じ、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 (1) 勧奨による退職の廃止 (2) 定員の減少又は組織の改廃による退職の廃止 3 施 行 公布の日
第13号 ) 第17号	平成25年度補正予算	平成25年度一般会計補正予算 平成25年度特別会計補正予算 平成25年度企業会計補正予算(3会計)
第18号	平成24年度松本市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	地方公営企業法第32条第2項の規定により平成24年度の下水道事業会計の利益の処分を行うもの
第19号 ) 第20号	平成24年度決算の認定	地方自治法第233条第3項の規定により平成24年度の歳入歳出決算を、地方公営企業法第30条第4項の規定により平成24年度の公営企業会計決算を認定に付すもの
第21号	工事請負契約の締結について(平成25年度信大南雨水貯留管新設工事)	1 信大南雨水貯留管を新設するもの 2 工事概要 雨水貯留管新設工 $L = 356\text{m}$ $V = 1,700\text{m}^3$ 3 請負金額 1億5,161万6,745円 4 請負人 ルピナ中部工業(株) 5 竣工期限 26.3.20

第 2 2 号	市有財産の取得について (鳥獣被害防護柵資材)	1 鳥獣被害防護柵資材を取得するもの 2 取得財産 上部金網 5 2 0 巻 L = 2 5 m H = 1 . 1 9 m 下部金網 5 2 0 巻 L = 2 5 m H = 1 . 1 1 m 支柱 5 , 1 9 3 本 関連資材一式 3 取得金額 3,476 万 5,500 円 4 相手方 松本ハイランド農業協同組合
第 2 3 号	市有財産の取得について (市道 7 8 1 7 号線改良事業用地)	1 市道 7 8 1 7 号線改良事業用地として和田地籍の土地を取得するもの 2 取得面積 3,905.97 m <sup>2</sup> 3 取得金額 6,012 万 6,195 円 4 相手方 渡邊 剛男 外 6 人
第 2 4 号	市道の認定について	1 公共性及び利用度の高い生活道路で、市道認定基準に当てはまるものを市道に認定するもの 2 認定路線数 9 路線 3 認定延長 610.29m
第 2 5 号	市道の変更について	1 路線の再編成に伴い、市道を変更するもの 2 変更路線数 2 路線 3 変更延長 $\Delta$ 341.20m (751.25m $\rightarrow$ 410.05m)
第 2 6 号	市道の廃止について	1 路線の再編成に伴い、市道を廃止するもの 2 廃止路線数 1 路線 3 廃止延長 80.45m
第 2 7 号	訴えの提起について	1 市営住宅明渡請求等の訴えの提起をするもの 2 訴えの内容 (1) 市営住宅の明渡請求 (2) 滞納家賃等の支払請求

## 2 報告

### (1) 健全化判断比率等 2件

ア 平成24年度松本市健全化判断比率

イ 平成24年度松本市公営企業資金不足比率

### (2) 法人事業報告等 7件

ア 平成24年度財団法人松本市教育文化振興財団の事業報告及び決算

イ 平成24年度一般社団法人梓川ふるさと振興公社の事業報告及び決算

ウ 平成24年度財団法人松本ソフト開発センターの事業報告及び決算

エ 平成24年度一般財団法人乗鞍温泉供給公社の事業報告及び決算

オ 平成24年度財団法人奈川振興公社の事業報告及び決算

カ 平成24年度財団法人松本市勤労者共済会の事業報告及び決算

キ 平成24年度松本市土地開発公社の事業報告及び決算

### (3) 市長の専決処分事項の指定にかかわる報告 2件

ア 自動車事故にかかわるもの

イ 道路事故にかかわるもの